

令和7年5月21日（水）開催 健康教育・食育行政担当者連絡協議会にて頂いた
「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）」（令和7年4月30日付け）
に関する御質問及びその回答

No	御質問内容	回答
1	通知内「1.（1）栄養教諭又は学校栄養職員単独での給食指導について」において「給食の時間が学級活動に位置付けられているか否かにかかわらず、単独で給食指導を実施できると解すことができ」とあるが、配膳から片付けに至るまで、給食の時間の指導については栄養教諭が単独で実施可能ということか。	実施可能です。 栄養教諭は積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施いただきますようお願いいたします。
2	通知内「1.（1）栄養教諭又は学校栄養職員単独での給食指導について」において、「今後、…栄養教諭は積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施するようお願いします」とあるが、この「給食指導」の内容には、「食に関する指導の手引」に示されている「給食指導」「食に関する指導」の両方が含まれるか。	両方が含まれます。
3	通知内「1.（2）栄養教諭による食の指導の充実について」において、「各栄養教諭が週の大半（おおむね週4回以上を目安）において、給食を活用した食に関する指導に従事することが想定されます」とあるが、標準授業時数だけでなく、「給食の時間における指導」も含めて「週4回以上」との理解でよいか。	通知内の「給食を活用した食に関する指導」については、「給食の時間における指導」も含めて「週4回以上を目安」として行うことを想定しております。
4	通知内「2. 各教科等における食に関する指導について」において、「給食の時間以外の各教科等における食に関する指導については、（略）その指導計画に基づき直接指導を担うことにより」とあるが、特別活動における指導と同様に各教科等においても食に関する指導を実施する場合、栄養教諭単独で指導可能ということか。	給食の時間以外の各教科等における食に関する指導は、対象となる学校種及び教科の免許状（相当免許状）を有する教師が主として担当するものであり、教科の領域の一部として、食に関する指導を担当するとして届け出ている特別非常勤講師等を除き、相当免許状を有しない栄養教諭が単独で指導することはできません。 他方、通知において「学級担任や教科担任等による指導計画（略）に基づき直接指導を担う」としているとおり、相当免許状を有する学級担任や教科担任等による指導計画に基づいて、各教科等においても単独で児童生徒に対する食に関する指導を栄養教諭が行うことは可能です直接行うなど、積極的に関わるようお願いいたします。
5	通知の別表「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」の「3.主として学校の管理運営に関すること」については、令和5年7月5日付け「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）」で示された「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」には記載されておらず、今回新たに追加された内容であるが、これは今回の通知で栄養教諭の職務を増やしたということか。	令和5年7月5日付けの通知においても、「校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、（略）別表第二に掲げていない職務であっても、（略）栄養教諭の職務とすることも可能」としているとおり、具体的な校務分掌は校長が判断し、定めるものです。 今般の通知においては、「栄養教諭も他の教諭等と同様に、学校の運営管理に関する事項を校務分掌として担当することが期待されることから」、教諭の職務のうち栄養教諭も担うことが期待される内容を明確化したものです。 なお、校務分掌を定めるに当たっては、「栄養教諭等は、必ずしも1校に一人配置されておらず、複数校を兼務したり、他校への巡回指導等を行っていたりする者も多い（略）状況を考慮し定めることとなります」。